

(仮訳)

日本と国連薬物・犯罪事務所の戦略的協力 －共同行動計画－

日本国政府（以下、日本）と国連薬物・犯罪事務所（以下、UNODC）は、不正薬物対策、犯罪防止・刑事司法改革及びテロ対策において長く協力を行ってきた。また日本はUNODC活動への協力において中心的役割を担う主要拠出国である。UNODCは、不正薬物、犯罪、テロとの戦いにおけるグローバルなリーダーであり、日本とUNODCは、協力を今後一層強化することにおいて、利益を共有している。

日本とUNODCの第1回戦略政策対話は、2013年6月2日、横浜において、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の機会に行われた。両者は、戦略的協力のための地域、分野等を特定し、本共同行動計画を策定した。両者は、毎年、東京またはウィーンにおいて（交互に）ハイレベルで戦略政策対話を行うことに合意した。日本とUNODCは、持続可能なアジェンダ2030、とりわけ目標16達成におけるUNODCの重要な役割及びフィールドにより重きを置く国連の改革努力を認識しつつ、戦略政策対話の機会に本行動計画の実施の進捗をレビューし、以下の改定を行った。

1. 地域協力

(1) アジア

UNODCは、日本のUNODCプロジェクトに対する任意拠出及び職員の関与を通じたアジア諸国に対する技術協力を提供する日本のコミットメントを認識する。日本とUNODCは、アジア全体におけるテロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、特に、テロ資金及びサイバー犯罪並びに不正薬物問題の対策、法執行・刑事司法能力及び腐敗対策の改善、国境管理の強化、刑務所内での過激化予防のための能力強化、刑務所の過剰収容対策の強化、暴力的過激主義から若者を守る上で重要な役割を果たす母親を始めとする女性のエンパワメントの推進を通じて協力を強化する。

両者はまた、人身取引に脆弱である女性及び子女の保護措置を強化する重要

性を認識する。

(2) アフガニスタンと近隣諸国を含む中東・北アフリカ

これら地域におけるテロ攻撃の頻発を踏まえ、日本とUNODCは、法執行・刑事司法の改善、腐敗対策、国境管理の強化、テロ対策能力構築の促進、テロ資金対策を通じて、地域における平和と安全のために引き続き協力する。組織的な薬物の不正取引網の収益及びマネーロンダリングが、2018年に危機的な水準に達し、国際社会においてかつていない不安定化をもたらしているとの認識が共有された。両者は外国人戦闘員の訴追に役立ちうる紛争地域からの電磁的及び物的証拠の収集能力向上のための緊急のニーズに留意する。

両者は、アフガニスタンにおけるけし栽培の著しい増加への懸念及び薬物対策のための措置が、同国の持続的かつ自立した発展のために不可欠であるとの見解を共有する。日本とUNODCは、これらの脅威に対処するため、バランスのとれた包括的かつ持続可能な方法、すなわち、エビデンスに基づく政策及び戦略の形成のために行われた傾向分析や調査に裏付けられた鑑識を含む法執行・刑事司法の強化、薬物の需要削減、代替作物開発の促進につき、協力する。この点において、アフガニスタン及び中央アジアの国家警察の能力強化に関する日本、UNODC及びロシアによる共同実践パートナーシップは、2018年に第5フェーズに入り、2012年の三者間での協力開始以降、147人もの麻薬対策官がロシア内務省ドモジェドボ研修センターで研修を受けた。この協力の成功に基づき、日本とUNODCは、ロシアと連携しつつアフガニスタンの薬物対策能力を一層強化すべく、アフガニスタンにおける麻薬犬訓練センターの設置の可能性を含め、この三者協力を高める方法を探求する。

(3) アフリカ

日本とUNODCは、アフリカにおけるテロ及び暴力的過激主義対策の取組を継続する。両者は、武器の違法な移転を含む国境管理の強化、法執行・刑事司法能力の強化、テロ資金対策、海上安全の確保、アジアにおける平和と安全に係る具体的かつ実質的な協力の実施に注力する。

日本は、2013年6月のTICADV及び2016年8月のTICADV IへのUNODCの参加を評価し、2019年の横浜でのTICADV IIへの参加を歓迎する。

2. 協力の優先分野

(1) テロ及び暴力的過激主義対策

日本とUNODCは、2016年のダッカ襲撃テロ事件のような日本人が標的となったケースも含め、テロリストによる攻撃と殺人を強く非難し、あらゆる形態のテロ及び暴力的過激主義との闘いにおける協力を継続する決意を表明する。両者は、出身国への帰還時や戦闘地域を出て第三国への入国時についても含む外国人テロ戦闘員（FTF）による脅威を深く懸念し、地域横断的な結びつきや、特に、中東、アフリカ及びアジアにおける能力強化支援の重要性を認識する。両者はまた、テロはテロのみで存在するのではなく、薬物や石油、文化財、武器の不正取引を含む様々な形態の組織犯罪と関連性を有することもあるとの見解を共有する。この観点から、日本は、(1) 関連する安保理決議の完全な履行、(2) 情報共有を含むテロ関連事案における国際刑事司法・法執行における協力の強化、(3) 国境管理の強化、(4) 航空及び海上安全の強化、(5) 不正な資金の流れを含むテロ資金供与対策、暴力的過激主義を予防するための刑事司法の対応を通じて、(6) テロ及び暴力的過激主義の予防のための刑事司法と対策を通じて加盟国のテロ及び暴力的過激主義のための取組を支援するUNODCの役割を認識する。日本はまた、G7伊勢志摩サミットにおいてエンドースされた「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に合致する形で能力構築を支援するUNODCの役割を認識する。UNODCは、日本の強化されたコミットメント及びいくつかの地域にまたがるUNODCのテロ対策プロジェクトへの支援額の著しい増額について認識するとともに、現地のおかれた現状を改善することを目的とした総合的な支援を通じて、テロ対策及び暴力的過激主義対策の統合されたアプローチに一層コミットする。日本は、UNODCとの協力が2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の安全確保にも資することを認識する。

(2) 薬物及びその他物品の取引

日本とUNODCは、グローバル早期警戒システム、グローバルSMART（合成薬物モニタリング：分析、報告、傾向）プログラム及びその他の関連プログラムを通じて、薬物の不正な製造、分配、販売、使用についての関連情報を共有することにより、また、NPS規制に係る日本の知見をUNODCに共有することを通じて、アンフェタミン型覚醒剤（ATS）、大麻、新精神活性物質（NPS）等の不正薬物のグローバルな取引対策のために協力する。

両者は、国際的な薬物統制に係る条約が国際的な薬物統制の要であることを再確認し、2009年の第52会期麻薬委員会（CND）での政治宣言と行動計画及び2016年の国連薬物問題特別総会（UNGASS）の成果のフォローアップ、並びに2019年の第62会期CNDの際に行われる閣僚級ハイレ

ベルセグメントの準備に向けた協力を続ける。

日本とUNODCはまた、大量破壊兵器の拡散の関連物品の不正取引対策及び加盟国による関連の安保理決議の完全な実施の支援に協力する。また両者は、不正薬物やその他の物品の取引対策のため、UNODCと世界税関機構(WCO)により実施されるコンテナ・コントロール・プログラム及び陸空海の国境管理能力の強化に注力したUNODCの他のイニシアティブにおける協力を更に検討する。

(3) 人身取引

日本が人身取引議定書の締約国となったことを受け、日本とUNODCは、人身取引の脅威に取り組む国々の知見及び能力の強化に協力し、世界全体の人身取引対策に引き続き貢献する。その協力には、人身取引の問題に直面している国々への技術協力の実施、その調整、及び支援の継続などが含まれる。

(4) サイバー犯罪

日本とUNODCは、サイバー空間における機密情報や偽装通貨等の窃取を目的とした犯罪の増加への懸念を共有する。日本は開発途上国に対するサイバー犯罪分野での技術協力支援におけるUNODCの役割を認識し、UNODCによるサイバー犯罪対策のためのグローバル・プログラム及び関連するフィールドを基盤としたプロジェクトの成果に留意する。両者は、特に刑事司法能力が限られた国々へのサイバー犯罪対策支援の必要性を認識する。両者は、途上国のニーズや刑事司法能力の評価、技術協力の供与及び調整を促すための協力の手法を検討する。

(5) テロ及び腐敗を含む国際組織犯罪

UNODCは、日本が2017年に国連国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及び国連腐敗防止条約(UNCAC)の締約国となったことを歓迎した。日本とUNODCは、条約が果たす重要な役割を再確認するとともに、G7伊勢志摩サミットでエンドースされた「首脳宣言」や「腐敗と戦うためのG7の行動」を考慮しつつ、また、両条約の完全かつ効果的な実施の支援のための技術支援を促進すべく、テロ及び腐敗を含む国際組織犯罪と戦うために協力する。また日本とUNODCは、議長の優先課題である腐敗の防止及び対処に関する重要議題に焦点を当て、2019年に日本議長国下で開かれる腐敗対策作業部会に向けて協力する。両者は、国際組織犯罪の防止及び撲滅のために、資金洗浄対策の実施においても引き続き協力する。

（６）海上安全

日本とUNODCは、スーロー・セレベス海における誘拐を含む国境を越えた犯罪行為の継続に懸念を表明するとともに、海洋空間でのテロと、海賊・海上武装強盗との間の相関関係に留意する。日本は、ルールに基づく海洋秩序及び航行の安全の重要性を強調する「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推奨する。この観点から、両者は、グローバルに沿岸国の海上法執行能力強化に向け協力する。

３．他の協力分野

（１）京都で２０２０年に開催される第１４回国連犯罪防止・刑事司法会議に向けた協力強化

日本とUNODCは、「２０３０アジェンダ達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の促進」を全体テーマとし、人々の生活を変える具体的な結果をもたらすことも目指している。京都で２０２０年に開催される第１４回コンGRESの成功に向けて、相互の協力を強化する。両者は、全体テーマと実質的な議題、さらにコンGRES及び目標１６を始めとするSDGsのワークショップの議題との相互関連性を認識する。両者はまた、京都ユースフォーラムの準備における協力関係を拡大する。

（２）ジェンダーの主流化における協力強化

あらゆる活動においてジェンダー平等への配慮を主流化すると国連機関全体における強い指示の下、UNODCは、その成果の拡大に尽力している。日本は、プログラムやプロジェクトにおけるジェンダーの視点の取り込みを始め、UNODCにおける体系的かつ効果的なジェンダー主流化を支持する。

また両者は、２０１９年に日本が開催する２０１９年にWAW! / W20に向けて協力する。

（３）UNODCと日本の関係省庁との協力強化

外務省は、刑事司法の分野では法務省、薬物関連分野では厚生労働省、税関関連分野では財務省など、関係省庁とUNODCとの協力を促進するために必要な調整を強化する。

（４）国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた協力・調整の強化

日本とUNODCは、国連の犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関

(PNI)としての国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)が能力構築及び技術支援の活動において果たす重要な役割に留意し、また、上記2に明記する分野を含む犯罪防止及び刑事司法分野において能力構築及び技術支援の活動における相乗効果を高める視点から、UNAFEIを通じた相互の協力及び連携を強化する。

(5) フィールド・レベルでのUNODCと日本の意思疎通の強化

日本とUNODCは、両者間、とりわけUNODC地域事務所と日本大使館の間の良好な連絡・調整を維持すべく、現場レベルでの交流を強化する。

(6) 邦人職員数の増加

UNODCは、UNODCにおける日本人職員の割合を増加させたいとする日本の関心を十分に認識する。日本とUNODCは、国連事務局の職員が、可能な限り広く地理的根拠をもとに募集されることを正当に考慮し、また、国連総会の規則に基づき事務総長によって任命されることを想起しつつ、シニア・レベルを含む、UNODCの本部及びフィールド・オフィスにおけるポストに資格を有する日本人候補者をひきつけるためのアウトリーチなど、適当な手法について議論する。

(7) 日本の拠出によるUNODCの活動のビジビリティとパブリシティの向上

日本とUNODCは、日本の拠出金によるプロジェクトのビジビリティ向上に協力する。UNODCは、実施プログラムの十分なリソースが考慮される場合には日本から拠出を受けたことを公表するためのあらゆる適当な措置をとるとともに、日本との間で効果的な連絡関係を維持することに努める。

(8) 事業結果報告

UNODCは効果的な事業の実施、効率的なモニタリングと報告を通じて、日本の拠出による事業の実施結果を伝達する努力を継続する。

(9) ガバナンス及び財政

日本とUNODCは、UNODCのガバナンス及び財政状況の改善について、すべての適切なレベルにおける適時の建設的な対話を通じ、また、FINGOVを含むすべての適切な場を通じ、協力する。

日本とUNODCは、SDGsにおける調和・調整の強化を目指す国連開発システムの改革のために国連事務総長が進めている取組において連携していく。

日本とUNODCは共に、活動の結果や効果を最大化するために、また両者の連携をUNODCのマンドートにおける効果的な連携の触媒的な例とするために、戦略的かつプログラム化された方向性の必要性を認識する。

署名，横浜，2013年6月2日

改定に署名，2018年8月28日，東京開催の第5回戦略政策対話にて

鈴木 哲
日本国外務省総合外交政策局長

ユーリ・フェドートフ
国連薬物・犯罪事務所事務局長